

# 南小いじめ防止対策基本方針

さくら市立南小学校  
平成26年6月策定

## いじめ防止への取組



- 参考資料
- ・いじめ問題への取組チェックポイント(教職員用) P11
  - ・いじめ問題への取組チェックポイント(学校用) P13

## 《いじめ防止取組年間計画》

月	いじめ対策委員会	未然防止(人間関係作り)	早期発見	保護者・地域との連携
通年	○校内のいじめに関する情報の収集 ○対応策の検討	・わかる授業の充実 ・集会における校長講話 ・道徳教育、体験活動の充実 ・読み聞かせ ・boks(各学年) ・各種学校行事	・健康観察の実施 ・SCによる相談 ・児童指導連絡会議 (隔週開催)	・学校だより、学年だよりの発行 ・学校ホームページ
4月	○「学校いじめ防止基本方針」の確認	・あいさつ運動 ・こころんタイム(道徳) ・クラス遊び	・いじめ相談窓口の周知 ・身体計測	・PTA総会・学年PTAでの「学校いじめ基本方針」の説明 ・公開授業
5月	○現職教育(児童理解)	・南っ子タイム(異学年交流) ・修学旅行(6年) ・グリーン活動 ・なかよしタイム(集会)		・家庭訪問
6月		・家庭ふれあい読書週間 ・グリーン活動 ・共遊(学年遊び)	・第1回 Q-U 調査実施 ・心に関するアンケート	・土曜授業 ・学校評議員会
7月		・グリーン活動 ・共遊(学年遊び)	・Q-U 調査分析対応 ・教育相談週間 ・心に関するアンケート分析	・学年 PTA ・個人懇談 ・民生児童委員との懇談会
8月				
9月		・あいさつ運動 ・南っ子タイム(異学年交流) ・宿泊学習(4年) ・共遊(学年遊び) ・こころんタイム(道徳)		
10月		・教育相談週間 ・共遊(学年遊び)		
11月	○現職教育(人権教育研修)	・家庭ふれあい読書週間 ・南っ子タイム(異学年交流) ・共遊(学年遊び)	・第2回 Q-U 調査実施	・学校開放日 ・PTA ふれあい体験教室
12月		・人権週間 ・臨海自然教室(5年) ・共遊(学年遊び) ・こころんタイム(道徳)	・Q-U 調査分析対応 ・教育相談週間 ・心に関するアンケート	・個人懇談
1月		・なかよしタイム(集会)	・心に関するアンケート分析	
2月		・南っ子タイム(異学年交流)		・学校評議員会 ・学年末PTA ・授業参観
3月		・6年生を送る会		

## いじめ防止に対する組織（いじめ対策委員会の設置）

職員会議（全職員）

いじめ対策委員会

〈構成員〉

校長・教頭・教務主任・児童指導主任・教育相談担当・学年主任・養護教諭  
※必要・状況に応じ 学級担任・スクールカウンセラー・福祉の専門家や外部専門家が参加する。

【取組内容】

- ・いじめの未然防止等の全体計画の立案・改善
- ・校内研修会の企画・立案・実施
- ・定期的なアンケートや教育相談の実施
- ・いじめ相談窓口の設置と教育相談体制の整備
- ・いじめの事実確認

早期対応

ケース会議

問題行動 発見！  
対策が必要 事態が深刻  
外部と関わりがある

相談

教頭・児童指導主任

ケース会議決定

資料作成  
（児童指導主任）

日時・出席者決定  
（教頭）

ケース会議  
記録用紙に記録（児童指導部）

職員打ち合わせ・または児童指導連絡  
会議で全職員に結果報告

早期発見

児童指導連絡会議

隔週開催  
校内外生活の問題点や課題について話し合い、共通理解を図ったり、対策を考えたりする。

学年会・ブロック会

# I いじめに対する基本的な考え方

## 1 はじめに

いじめは、児童の心身の成長や人格の形成に重大な影響を与えるとともに、将来にわたっていじめを受けた児童生徒を苦しめるばかりか、人間の尊厳を侵害し、生命または身体に重大な危険を生じさせるおそれのある絶対に許されない行為であり、本校においても起こり得るとの認識をもって取り組まなければならない。

そのためには、「いじめはしない・させない・ゆるさない」の基本姿勢のもと、保護者や地域住民、関係機関等との連携を図りつつ、学校全体で組織的にいじめ防止及び早期発見に努めるとともに、児童生徒がいじめをうけていると思われるときは迅速かつ適切に対処し、さらにその再発防止に努めなければならない。

## 2 いじめの定義

児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。 【「いじめ防止対策推進法第2条」(2013.9.13 公布)】

### 《参考》【「生徒指導提要」平成22年3月文部科学省より】

文部科学省では、(昭和60年以来)「自分より弱い者に対して一方的に、身体的・心理的な攻撃を継続的に加え、相手が深刻な苦痛を感じているもの」としてきましたが、平成18年度に「一定の人間関係にある者から、心理的・物理的な攻撃を受けたことにより、精神的苦痛を感じているもの」と変更されました。

これにより、いじめられる側の精神的・身体的苦痛の認知として見直すことで、いじめを認知しやすいようにしています。しかし、従来の調査基準にみられる、いじめは力の優位－劣位の関係に基づく力の乱用であり、攻撃が一過性でなく反復継続して行われるという指摘は、いじめの本質を的確に突いています。

本校においても、個々の行為が「いじめ」にあたるかどうかの判断は、法に定められた定義に基づいて行うものとする。その際、いじめられた児童の立場に立つことを基本とし、表面的、形式的に判断するのではなく、いじめには多様な態様(下記参照)があることを踏まえ、児童生徒の表情や様子をきめ細かく観察し確認するものとする。

具 体 的 な い じ め の 態 様	ア	冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
	イ	仲間はずれ、集団による無視をされる
	ウ	軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
	エ	ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
	オ	金品をたかられる
	カ	金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
	キ	嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
	ク	パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷やいやなことをされる

## Ⅱ 未然防止

いじめ問題において、「いじめが起こらない学級・学校づくり」という、未然防止に取り組むことが最も重要である。そのためには、「いじめは、どの子どもにも、どの学校でも起こりうること」との認識を強く持ち、好ましい人間関係を築き、豊かな心を育てる学校環境を作り上げることが必要となる。

### 1 学業指導の充実(「集団づくり」「授業づくり」)

学業指導とは、それぞれの学級を「学びに向かう集団」に高めながら、児童一人一人が自らの力で様々な不適応を解消し、社会性を身に付けたり、意欲的に学習活動に取り組んで学力を向上させたりして自己実現(社会的自立)を図っていくための指導・援助をいう。

児童が学校で過ごす中で一番長いのは授業時間である。授業が児童のストレスになっていないか、授業の中で児童のストレスを高めていないかは、授業改善の大きなポイントである。わかる授業づくりに取り組み、すべての児童が参加・活躍できる授業を工夫する。すべての児童が授業に参加できる、授業場面で活躍できるための授業改善であれば、学力向上はもちろん、いじめをはじめとする児童指導上の諸問題の未然防止につながるものといえよう。

### 2 道徳教育の充実

学校における道徳教育は豊かな心を育み、人間としての生き方の自覚を促し、児童の道徳性を育成することをねらいとする活動で、教育活動の全体を通じて行うものである。

道徳教育で培われた道徳性や道徳的実践力を、生きる力として日常生活の場面に具現化できるように援助することが児童指導の働きであり、いじめの未然防止につながるものである。したがって道徳の時間を要として、学校の教育活動全体において道徳教育の充実に努めることが大切である。

### 3 特別活動の充実

一人一人の子ども達の居場所が保障された安らぎのある学級づくりを行い、学級活動等で、児童一人一人が自分の意見や考えを交流したり、集団として合意形成したことを実行に移し、問題解決や改善をはかったりする機会を設けることによって、児童のコミュニケーション能力や自己有用感等を高め、社会に参画する態度や自主的・実践的な態度を醸成する。

縦割り班活動である「南っ子活動」を積極的に活用し、他者と深く関わる体験を重ね、児童の豊かな情操と道徳心を培い、よりよい人間関係を構築する能力の素地を養う。

### 4 人権教育の充実

いじめは人権を侵害する絶対に許されない行為である。このことをしっかりと受け止め、児童に人権や人権擁護に関する基本的な知識を確実に身につけさせ、自分とともに他の人の大切さを認めようとする意欲や態度、行動力を育成する。また、児童一人一人が大切にされ、安心・安全が確保される環境づくりに努める。

## 5 体験活動の充実

年間を通じて、交流体験や社会体験の機会を計画的に配置し、児童が自ら気づく・学ぶ機会を提供していくことが大切である。体験活動は、他の児童や大人との関わり合いを通して、児童自らが人と関わることの喜びや大切さに気づいていくこと、互いに関わりあいながら絆づくりを進め、他人の役に立っている、他人から認められているといった自己有用感を獲得していくことができるよう、活動の場や機会を設定していくよう努める。

## 6 インターネット上のいじめ防止

インターネットの特殊性による危険性を十分に理解した上で、ネット上のトラブルについて最新の動向を把握し、情報モラルに関する指導を行うことが必要である。児童にソーシャルネットワークワーキングサービス等を含むインターネット上の不適切な書き込み等が人権侵害行為であることをしっかりと指導するとともに、授業だけではなく、外部の専門家を招き児童にインターネットの利用のマナーやモラルについて学習させる。

## 7 校内研修の充実

すべての教職員の共通理解を図るため、年に1回以上、いじめをはじめとする児童指導上の諸問題に関する研修を行う。また、よりよい人間関係を育むための指導法や学級経営の進め方など多岐にわたる研修を取り入れ、教職員の意識・指導力の向上に努める。

## 8 開かれた学校づくり

PTAの各種会議や保護者会等において、いじめの実態や指導方針などの情報を提供し、意見交換する場を設ける。また、いじめのもつ問題性や家庭教育の大切さなどを理解してもらうために、研修会の開催やホームページ、学校・学年だより等による広報活動を積極的に進めていくようにするなど、いじめ防止のために家庭・地域が積極的に相互協力できる関係づくりを進める。

# Ⅲ 早期発見

いじめの発見の遅れは、早期解決を困難にさせ、問題の複雑化、深刻化につながることもあるため、日頃から児童の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童が示す変化や危険信号を見逃さないよう意識を高く保つとともに、教育相談体制を整え、いじめを積極的に認知することに努める。

いじめは、大人の目につきにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけ合いを装って行われたりするなど、大人が気づきにくい判断しにくい形で行われることを認識し、ささいな兆候であってもいじめではないかと疑いを持って、早い段階からの的確に関わりを持つことが大切である。

## 1 日常の観察

休み時間や昼休み、放課後の雑談など、児童の姿や様子に目を配り、グループの動きや孤立しがちな児童がいないかなど、注意深く見守るようにする。また、児童の報告や訴えにもていねいに対応し、人間関係の変化や状況について把握できるようにする。

日記なども、児童の人間関係や心の内を知るために役立てていくようにする。コメントを付け加えることで児童との信頼関係を築き、情報が教師のもとに届くようにする。

## 2 教育相談体制の充実

各担任は定期的に懇談や面談を実施し、児童や保護者の声に耳を傾け、いじめ等の訴えがあった場合、児童や保護者の思いや不安・悩みを十分受け止める。また保健室を利用する児童との会話の中などで、その様子に目を配るとともに適宜話を聞くようにする。また、教育相談部を中心に児童・保護者がいじめを訴えやすい環境の整備に努める。

## 3 いじめアンケートの実施

いじめや学校生活に関するアンケートは年度当初に計画し、毎学期実施する。実施にあたっては、「書かれた内容は決して人には漏らさない」ことを伝えるなど、児童が素直に自分の心を吐露しやすい環境ができるよう配慮する。またアンケートの結果を活用し、その後実施される児童一人一人を対象とする教育相談に生かせるようにする。

アンケートの結果集まったいじめに関する情報については、集計し教職員全体で情報の共有を図る。

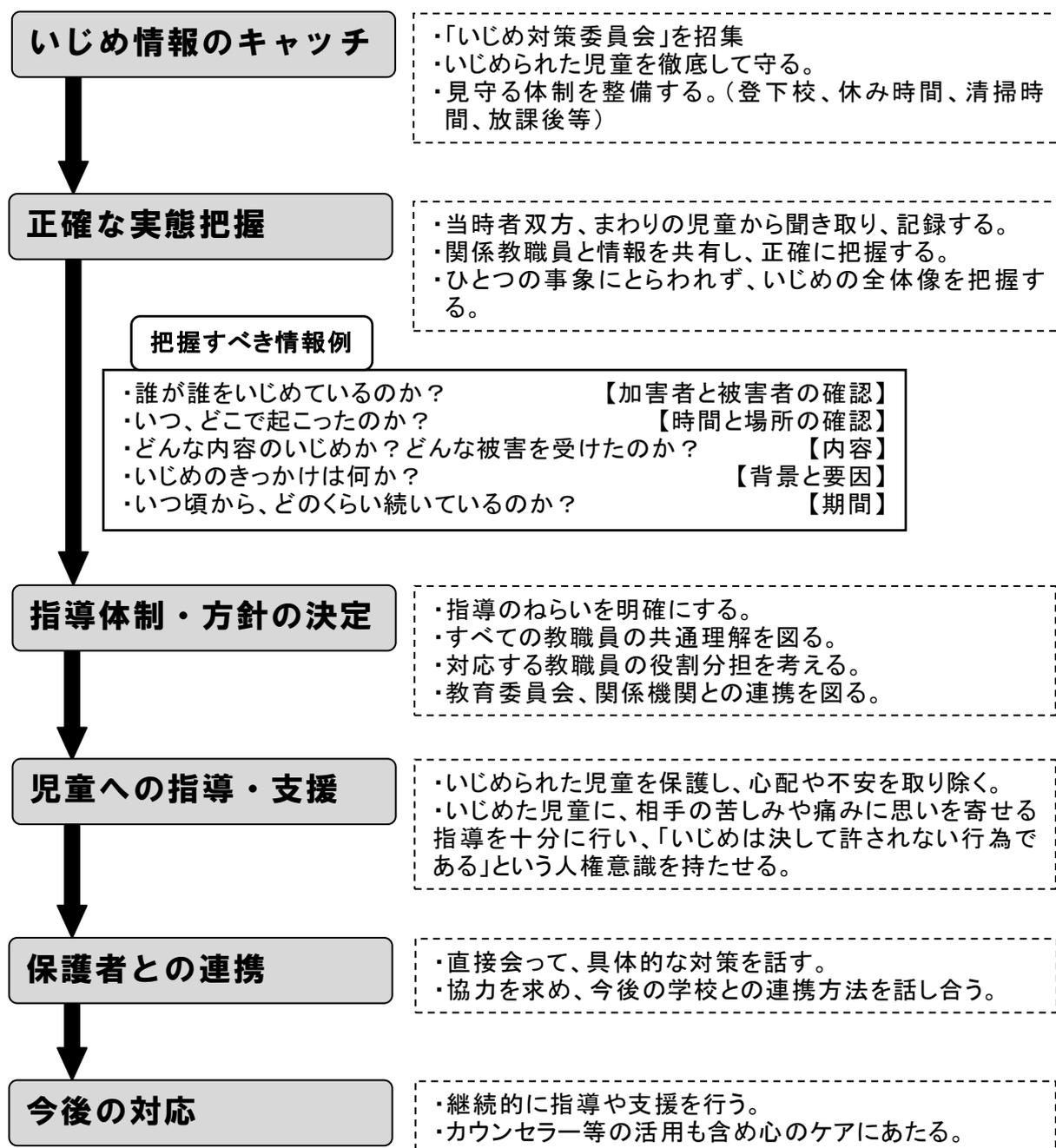
## 4 児童指導連絡会議の開催

児童指導連絡会議は、生活指導当番(週番)が好ましい生活習慣を育成するため目標を設定し、指導の状況を確認する場としている。その際地域・全校・個人の問題を早期に見出すための情報交換を行ってきた。さらに、「いじめにつながる状況」についても別枠で確認する時間を設定している。全教職員が児童の様子を注意深く観察することで、いじめの未然防止と早期発見に努めている。

※児童が、教職員や保護者へいじめについて相談すると、いじめている児童から「チクった」と言われ、いじめの対象となったり、いじめがひどくなったりすることがある。初期の対応によっては、教職員の信頼をなくす場合もあり、今後の対応に大きく影響する可能性があることを視野に入れ、細心の注意を払うことを忘れてはならない。

## IV 早期対応

いじめの兆候を発見した時は、問題を軽視することなく、早期に適切な対応をすることが大切である。また、いじめの発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応することが重要である。



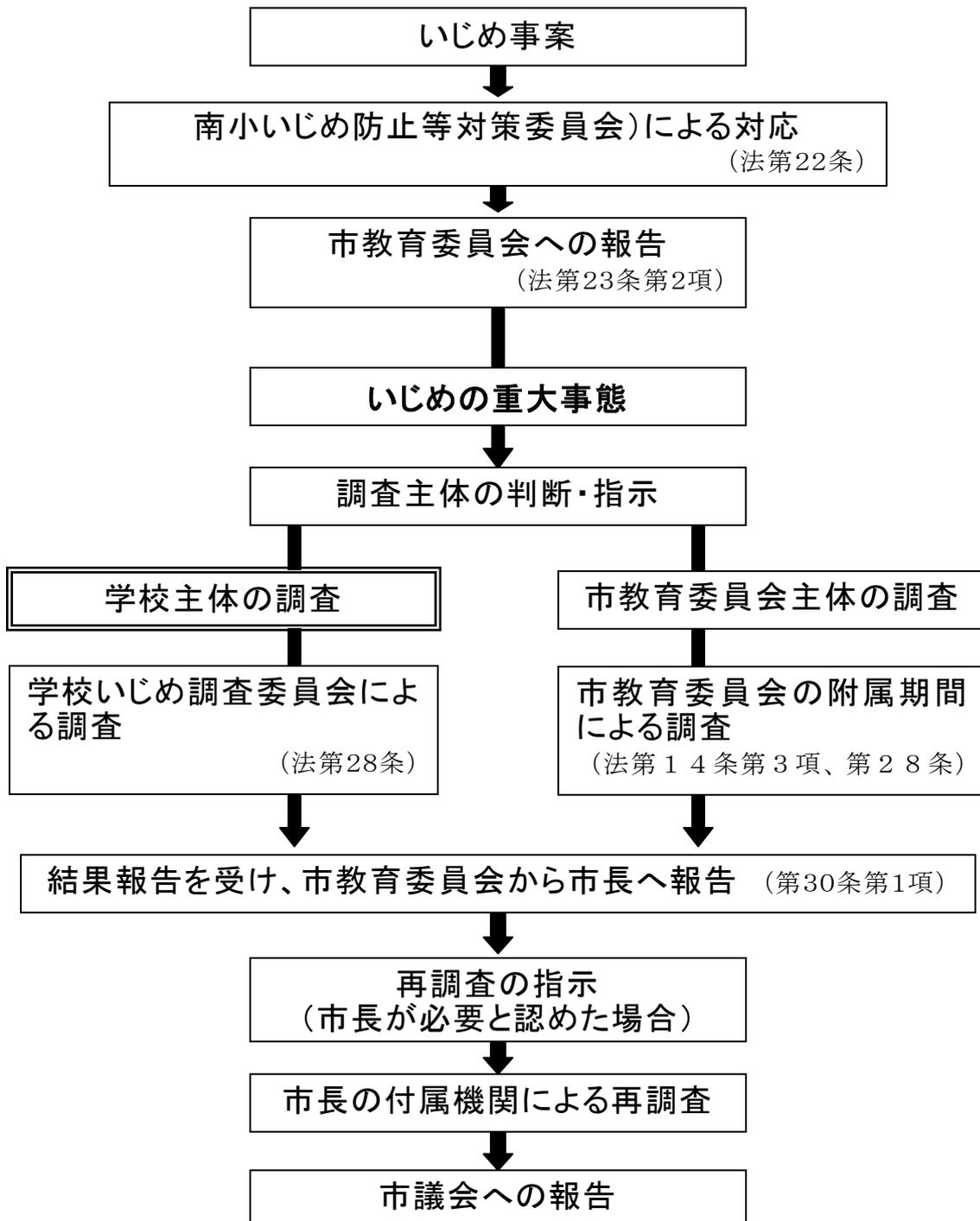
※ いじめの情報が入ってから学校の方針決定に至るまでを、いじめの情報を得たその日のうちに対応することを基本とする。

※ 上記の流れの中で、「報告」「連絡」「相談」「共通理解」「支援」を適切に行い、組織的に

## V 重大事態

《さくら市教育委員会による重大事態への対応》

### いじめ事案及び重大事態発生時の対応概要フロー図



※( )内の法は、「いじめ防止対策推進法」を示す。

## 《重大事態にともなう学校主体の調査を実施する場合》

### 重大事態の発生

#### ○設置者に重大事態の発生を報告

ア)「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」(児童が自殺を企図した場合等)

イ)「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」(年間30日を目安。一定期間連続して欠席しているような場合などは、迅速に着手)

※「児童や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったとき」

#### ○地方公共団体の長等に報告(市教育委員会を経由)

### 学校が調査主体の場合

教育委員会の指導・助言のもと、以下のような対応にあたる。

#### 学校に重大事態の調査組織を設置

※「いじめ対策委員会」が調査組織の母体となる。

※組織の構成については、専門的知識及び経験を有し、当該いじめ事案の関係者と直接人間関係または特別な利害関係を有しない第三者の参加を図ることにより、当該調査の公平性・中立性を確保するように努める。

#### 事実関係を明確にするための調査を実施

※いじめ行為の事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする。

※因果関係の特定を急がず、客観的な事実関係を速やかに調査する。

※事実としっかり向かい合う姿勢を大切にする。

#### いじめを受けた児童及びその保護者へ情報を適切に提供

※関係者の個人情報に十分配慮しつつ、情報を適切に提供する。

※調査にあたって実施するアンケートは、調査に先立ちその旨を調査対象の在校生や保護者に説明をする。

#### 調査結果を教育委員会に報告

※いじめを受けた児童または保護者の所見をまとめた文書も調査結果に添付する。

#### 調査結果を踏まえた必要な措置

※調査結果を踏まえ、再発防止に向けた取組を検討し、実施する。

※再発防止に向けた取組の検証を行う。

いじめの点検表

教職員用 いじめの問題への取組チェックポイント

A…大いにあてはまる B…だいたいあてはまる C…あまりあてはまらない D…全くあてはまらない

点検項目		評価 (該当に○印)	問題点や今後の改善策等 (C, Dの場合)
基本 確認	1 「いじめは人間として絶対に許されない」との強い認識を持って指導に当たっている。	A - B - C - D	
	2 いじめられている子どもの立場に立った親身な指導を行っている。	A - B - C - D	
	3 いじめは、加害者と被害者だけでなく「観衆」や「傍観者」への指導も重要であるなど、いじめの4層構造を理解して指導に当たっている。	A - B - C - D	
未然 防止	4 お互いを思いやり、尊重し、生命や人権を大切にする指導等の充実に努めている。	A - B - C - D	
	5 道徳や学級（ホームルーム）活動の時間にいじめに関わる問題を取り上げ、指導を行っている。	A - B - C - D	
	6 児童生徒会活動や学校行事などにおいて、いじめの問題との関わりで適切な指導助言を行っている。	A - B - C - D	
	7 体験的な学習などを通して、児童生徒同士の心の結び付きを深め、社会性を育む教育活動を進めている。	A - B - C - D	
	8 自身の言動が、児童生徒を傷付けたり、他の児童生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、細心の注意を払っている。	A - B - C - D	
	9 教育相談の研修等に積極的に参加するなど、いじめや児童生徒理解に関する指導力向上に努めている。	A - B - C - D	
	10 日常の教育活動を通じ、教職員と児童生徒、児童生徒間の好ましい人間関係の醸成に努めている。	A - B - C - D	

早期発見・早期対応	11	児童生徒の生活実態について、例えば聞き取り調査や質問紙調査を行うなど、きめ細やかな把握に努めている。	A - B - C - D	
	12	他の職員やスクールカウンセラー等と連携して児童生徒の把握に努め、いじめを認知した時は学年主任や児童・生徒指導担当等に報告・連絡・相談している。	A - B - C - D	
	13	児童生徒が発する小さなサインを見逃さず、その一つ一つの的確に対応している。	A - B - C - D	
	14	本人や保護者からいじめについて訴えなどがあつたときは、多面的に情報収集し、それを突き合わせて全体像を把握し、事実を隠蔽することなく、的確に対応している。	A - B - C - D	
	15	児童生徒の悩みを積極的に受け止めることができるような教育相談の実施に努めている。	A - B - C - D	
直接的指導	16	いじめが起きた場合、学級のみで解決しようとせず、組織的な対応に努めている。	A - B - C - D	
	17	いじめを行う児童生徒に対しては、学校の計画方針に沿った適切な指導を行っている。	A - B - C - D	
	18	いじめられる児童生徒に対し、本人の訴えを真剣に、誠実に、共感的に受け止め、不安の解消を図っている。	A - B - C - D	
	19	いじめられる児童生徒に対し、教師自身のいじめ解決に向けた決意を伝え、「絶対に守る」という姿勢を示している。	A - B - C - D	
	20	いじめられる児童生徒に対し、継続的に心のケアと安全確保に努めるなど、確実に援助・指導を行っている。	A - B - C - D	
	21	いじめが解決したと見られる場合でも、継続して十分な注意を払い、折に触れ必要な指導を行っている。	A - B - C - D	
保護者との連携	22	いじめの問題の重要性の認識を広めるとともに、家庭訪問や学級だより等を通じて、いじめに関して連携協力できる関係づくりに努めている。	A - B - C - D	
	23	いじめが起きた場合、保護者との連携を密にし、一致協力してその解決に当たっている。	A - B - C - D	
	24	児童生徒等の個人情報の取扱いについて、学校の方針等に基づき適切に取り扱っている。	A - B - C - D	

## 学校用 いじめの問題への取組チェックポイント

A…大いにあてはまる B…だいたいあてはまる C…あまりあてはまらない D…全くあてはまらない

点検項目		評価 (該当に○印)	問題点や今後の改善策等 (C, Dの場合)
指導体制	1	いじめの問題の重要性を全教職員が認識し校長を中心とした協働的な指導体制が確立している。	A - B - C - D
	2	校内に児童生徒支援委員会等を設け、いじめの可能性を広く把握し、それについて適切に対応する体制が整っている。	A - B - C - D
	3	いじめの態様や特質、原因・背景、具体的な指導上の留意点等について、教職員間の共通理解を図っている。	A - B - C - D
	4	いじめの問題について、特定の教職員が抱え込んだり、事実を隠したりすることなく、学校全体で対応する体制が確立している。	A - B - C - D
	5	教職員一人一人が、いじめの理解や指導法、児童生徒理解などに関する校内研修を通じて教職員の資質向上に取り組んでいる。	A - B - C - D
	6	いじめのあるなしに関わらず児童生徒支援委員会等を定期的を開催し、未然防止の取組も含めた体制を整えている。	A - B - C - D
未然防止	7	様々な教育活動の場面において、「いじめは人間として絶対に許されない」との強い認識に立って指導に当たっている。	A - B - C - D
	8	道徳や学級（ホームルーム）活動の時間にいじめに関わる問題を取り上げ、指導が行われる体制がとられている。	A - B - C - D
	9	児童生徒会活動や学校行事などにおいて、いじめの問題との関わりで適切な扱いや位置付けがなされている。	A - B - C - D
	10	体験的な学習などを通して、児童生徒同士の心の結び付きを深め、社会性を育む教育活動を進めている。	A - B - C - D
	11	教職員の言動が、児童生徒を傷付けたり、他の児童生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、細心の注意を払っている。	A - B - C - D
	12	日常の教育活動を通じ、教職員と児童生徒、児童生徒間の好ましい人間関係の醸成に努めている。	A - B - C - D
早期発見・早期対応	13	児童生徒の生活実態について、例えば聞き取り調査や質問紙調査を行うなど、きめ細やかな把握に努めている。	A - B - C - D
	14	児童生徒が発する小さなサインを見逃さず、その一つ一つの的確に対応できる体制になっている。	A - B - C - D
	15	いじめを認知した教職員は、児童・生徒指導担当や学年主任等に報告・連絡・相談する体制が整っている。	A - B - C - D

点検項目		評価 (該当に○印)	問題点や今後の改善策等 (C, Dの場合)
早期発見・早期対応	16	いじめの把握に当たっては、本人の訴えや教職員、周りの児童生徒、保護者、地域、関係機関など学校内外との連携に努めている。	A - B - C - D
	17	本人や保護者からいじめについて訴えがあったときは、多面的に情報収集し、それを突き合わせて全体像を把握し、事実を隠蔽することなく的確に対応している。	A - B - C - D
	18	児童生徒の悩みが教職員に届くような校内の雰囲気と教育相談の体制が整備され、適切に機能している。	A - B - C - D
	19	学校における教育相談について、保護者にも十分理解され、保護者の悩みにも応えることができる体制になっている。	A - B - C - D
直接的指導	20	いじめを行う児童生徒に対して、いじめの非に気付かせる指導を行い、内容によっては教育委員会や警察等関係機関とも連携して、毅然とした対応を行うこととしている。	A - B - C - D
	21	いじめられる児童生徒に対して、心のケアと安全確保に努めるなど、いじめから「絶対を守る」という意志で対応を行っている。	A - B - C - D
	22	いじめが解決したと見られる場合でも、継続して十分な注意を払い、折に触れ必要な指導が行われる体制になっている。	A - B - C - D
家庭・地域社会との連携	23	いじめの問題解決のため、教育委員会や教育センター、児童相談所、警察等の地域の関係機関と連携協力する体制がとられている。	A - B - C - D
	24	教育委員会や教育センター、人権相談所、児童相談所等といった学校以外の相談窓口について、周知や広報の徹底が行われている。	A - B - C - D
	25	学校におけるいじめへの対応方針や指導計画等を、家庭訪問や学校だより・保護者会で啓発したり、HPに公表したりすることにより、保護者や地域住民の理解を得るよう努めている。	A - B - C - D
	26	家庭訪問や学校だよりなどを通じて、いじめの問題の重要性の認識を広めるとともに、家庭との緊密な連携協力を図っている。	A - B - C - D
	27	いじめが起きた場合、家庭との連携を密にし、一致協力してその解決に当たっている。	A - B - C - D
	28	深刻ないじめの問題について、学校のみで解決することなく、関係機関と連携するなどの指導体制が確立されている。	A - B - C - D
	29	P T Aや地域の関係団体（地域協議会、学校評議委員会、青少年健全育成協議会等）といじめの問題について協議し、いじめの根絶に向けて地域ぐるみの対策を進めている。	A - B - C - D
	30	児童生徒の生命身体の安全が脅かされるような重大事案や犯罪等の違法行為があった場合警察との連携を図っている。	A - B - C - D